

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
3 年 第 8 号	3. 5. 21	<p>平成 26 年度のいじめ重大事態として、平成 27 年 5 ～ 6 月頃県教委が報告を受けていた件及びその被害者についての件に関する陳情</p> <p>令和 2 年 12 月 25 日、利根町いじめ問題調査委員会調査報告書が被害者側へ提出された。</p> <p>何故、これ程までに長い年月を費やすことになったのか、そこに重きが置かれていないことにさえ、誰も気づくこともなく。</p> <p>昨年の陳情書提出から 1 年。思い出していただけるだろうか。</p> <p>利根町いじめ問題調査委員会とは、一体、何を基に設置され、何故、28 条調査がくり返されてしまったのか。何の調査だったのか。何のためだったのか。ただやればよかったのか。</p> <p>今頃いじめと言われても・・・。</p> <p>利根町いじめ問題調査委員会の発足に至る経緯の中で、当時（平成 26 年度？平成 27 年）、いじめ防止対策推進法にある重大事態への対処としての義務を果たしてなかったことを、平成 29 年 12 月 25 日の報告としてしまったら、それをやってしまったら、何でも有りとなってしまふ。</p> <p>それは、やっても善いことだったのであろうか。</p> <p>それでは事実が違ってしまふ。真実が見えなくなってしまった。</p> <p>そちらにこれを提出させていただいた理由をお察しいただきたい。</p> <p>通知表紛失の件については、令和 2 年 10 月 28 日調停不成立となった。最後に裁判官の方から県教委に対して「誰に渡したかわからなければ申立人としては納得することができない」という旨のことを伝えて下さり、何らか対応を促しても下さったように思うが、また、これまでと同様、何もない。</p> <p>（このような形をとらなければ）</p> <p>また、令和 2 年 6 月文教警察常任委員会での義務教育課長の答弁と利根町の認識の違いがあることもわかり、その旨も申し出ているが、やはり何もない。</p> <p>関心を持って下さった方がお一人でもいて下さったことは本当にありがたいことだと思う。ありがとうございます。またひとりでもいて下さると娘の励みにもなる。思い出していただけた、と。</p> <p>通知表にミスがあったものは未だ手元にあるだけでも 11 枚になる。また、そ</p>	個人	文教警察

	<p>これは受験時の調査書（内申）への記載ミスにもつながっていたことがわかり、その状態で高校側へ提出されてしまっていた、ということである。（開示にて確認） これも言い続けてきていたが人事課では共有すらされていないようであった。 どうかご理解いただきたい。私ひとりの訴えではどうにもならないのである。</p>		
--	---	--	--